審　査　基　準

平成２１年2月２６日作成

法　　令　　名：	道路交通法
根　拠　条　項：	第 78 条第５項
処 分 の 概 要：	道路使用許可証の再交付
原権者（委任先）：	警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官）
法 令 の 定 め：	道路交通法施行規則第 12 条（道路使用許可証の再交付の申請）
審　査　基　準：	
標 準 処 理 期 間：	３日（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先：	当該場所を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先：	徳島県警察本部交通部交通規制課規制第二係 （０８８－６２２－３１０１　内線５１７２） 警察署交通課
備　　考：	